

新川文化ホール振興協議会助成金交付要項

1 趣旨

この要項は、新川地域の子どもたちが参加する舞台公演や芸術文化の普及向上に寄与する文化活動に対し助成することで、芸術文化の向上と地域の活性化を推進することを目的とする。

2 助成内容

新川文化ホールで開催される芸術文化事業に要する経費の一部（対象経費は別表）を助成する。

3 助成対象者

次の要件を満たすものであること。

- (1)県内に住所又は芸術文化活動の本拠を有する団体又は個人。
- (2)子ども（親子）を鑑賞対象者とする事業又は演じ手が子どもを主体とする事業。

4 助成金の申請

助成を受けようとする者は、別紙所定の助成金交付申請書（事業内容及び予算等）を事業開催日の1ヵ月前までに提出するものとする。

5 助成の対象期間

助成の対象期間は、当該年度4月1日から3月31日までとする。

6 助成金の交付の対象事業

助成金の交付の対象となる事業は、公共性、広域性、創造性、芸術性、斬新性、将来への発展性などを総合的に判断する。

7 支援措置(1事業5万円上限)

対象経費の1／2又は、対象経費から入場料、寄付金及び協賛金等の収入の合計額を差し引いた額のいずれか低い額

8 助成金交付決定及び交付額内定の通知

助成金の交付は、新川文化ホール振興協議会の審査を経て、助成対象となる事業に対して交付決定及び交付額内定を通知するものとする。

9 助成金の額の確定等

事業実績報告書を審査し、当該助成対象事業の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金額の確定を通知するものとする。

10 事業実績報告書の提出

助成対象者は、別紙所定の事業実績報告書を、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

11 その他

助成金の交付決定を受けた者は、ホームページや開催事業の各種印刷物等に「協賛：新川文化ホール振興協議会」や「新川文化ホール振興協議会の助成を受けている」旨の標記を記載するものとする。

<応募・問合せ先>

「新川文化ホール振興協議会助成金交付」係
〒937-0853魚津市富津110番
TEL／0765-23-1123 FAX／0765-23-0534
E-mail／info@miragehall.jp

別表項目	内訳
出演料・会場等借上料	指揮料、演奏料、合唱料、出演料、会場借上料など
音楽・文芸料	調律料、楽器借料、演出料、振付料、著作権使用料など
設営・舞台費	会場設営・撤去費、作品運搬費、道具費、衣装費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費など
謝金・旅費・通信費	編集謝金、出演者等交通費、宿泊費、日当、当日出演者弁当代、通信連絡費など
広報・印刷費	広告宣伝費、立看板費、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券・チラシ・ポスター印刷費、入場券販売手数料など
記録費	録画費、録音費、写真費、記録に必要な消耗品費などに要する費用
保険料	催事保険料、楽器運搬保険料など
企画制作費	会議会場使用料、消耗品費、コピーレンズなどの企画制作に要する費用